

介護支援専門員 法定研修受講料補助 Q&A

【問合せ先】東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課ケアマネジメント支援担当
連絡先03-5320-4279

目次

1 補助対象について

- Q1 介護支援専門員の登録地が東京都以外であるが、都内の事業所で勤務をしている場合
- Q2 介護支援専門員の登録地は東京都だが、他道府県の事業所で介護支援専門員の資格を活用した業務に従事している場合
- Q3 他道府県が実施している法定研修を受講する場合
- Q4 都内事業所で介護支援専門員と他の業務を兼務している場合
- Q5 地域包括支援センターで介護支援専門員以外の配置で業務に従事している場合
- Q6 都内事業所の管理者を勤めている場合
- Q7 都内事業所の法人代表者を務めている場合
- Q8 介護支援専門員業務に従事していないが、介護保険サービス業務に従事している場合
- Q9 区市町村職員（非常勤職員を含む）として、介護支援専門員の資格を活用した業務に従事している場合
- Q10 区市町村が直接運営をしている、補助対象事業所は受講料補助の対象となるか
- Q11 交付申請時に受講を予定していた研修について、修了できなかった場合
- Q12 令和7年度以前に負担をした法定研修受講料は、受講料補助の対象となるか
- Q13 対象職員が複数の事業所で勤務をしている場合
- Q14 交付申請より前に支払った受講料も対象となるか

2 勤務先事業者等が負担する金額について

Q1 勤務先事業者が負担する金額に決まりはあるのか

Q2 補助金申請時点で勤務先事業者が金額の負担をしていないと申請できないのか

3 他の補助金の取扱い

Q1 厚生労働省が行っている、教育訓練給付金制度の補助について

Q2 他道府県又は研修実施団体から受講料納入時にすでに補助を受けている場合

Q3 東京都が行う介護支援専門員法定研修受講料補助金と区市町村が実施する
介護支援専門員研修の受講料補助の両方に交付申請を行いたい場合

※本Q&Aの内容は随時更新いたします。

【1 補助対象について】

Q1: 介護支援専門員の登録地が東京都以外であるが、都内の事業所で勤務をしている場合は、受講料補助の対象者となりますか。

A1: 都内の補助対象事業所で勤務をしている場合は、介護支援専門員の登録地が東京都以外であっても受講料補助の対象となります。また、受講料補助対象者の居住地も問いません。

Q2: 介護支援専門員の登録地は東京都ですが、他道府県の事業所で介護支援専門員の資格を活用した業務に従事しています。
その場合は、受講料補助の対象者となりますか。

A2: 補助対象者は東京都内の補助対象事業所で、介護支援専門員資格を活用した業務に従事している者（又は今後資格を活用する見込みのある者）となります。
よって登録地が東京都であっても、従事先が東京都内の事業所ではない場合は、補助の対象者となりません。

Q3: 他道府県が実施している法定研修を受講した(受講予定)場合は受講料補助の対象となりますか。

A3: 他道府県が実施している法定研修であっても受講料補助の対象となります。

ただし、東京都と受講料単価が異なる場合でも、東京都の介護支援専門員法定研修受講料単価の3/4相当を上限とし補助額の決定を行います。

Q4: 都内の補助対象事業所で従事していますが、介護支援専門員と他の業務を兼務しています。
その場合でも受講料補助の対象者となりますか。

A4: 受講料補助の対象者となります。
補助金交付要綱第6条(対象となる職員)に規定している
介護支援専門員資格を活用した業務に従事している場合、
対象事業所の指定基準に関する「勤務の体制及び勤務形態
一覧表」における職種、常勤・非常勤、専従・兼務については
問いません。

Q5: 地域包括支援センターで介護支援専門員以外の配置ですが、ケアプランを作成しています。
その場合は、受講料補助の対象者となりますか。

A5: 介護支援専門員以外の配置であっても、補助金交付要綱第6条(対象となる職員)に規定している介護支援専門員資格を活用した業務に従事している場合は、受講料補助の対象者となります。

Q6: 現在、補助対象事業所の管理者を勤めていますが、
受講料補助の対象者となりますか。

A6: 補助金交付要綱第6条(対象となる職員)に規定して
いる介護支援専門員資格を活用した業務に従事して
いる場合は、受講料補助の対象者となります。

Q7: 補助対象事業所の法人代表者を勤めていますが、受講料補助の対象者となりますか。

A7: 補助対象事業所の役員（法人代表者）であっても、補助金交付要綱第6条（対象となる職員）に規定している介護支援専門員資格を活用した業務に従事している場合は、受講料補助の対象者となります。

Q8:介護支援専門員業務に従事はしていないが、介護保険サービス業務(例:介護職員など)に従事している場合は受講料補助の対象者となりますか。

A8:補助金交付要綱第6条(対象となる職員)に規定している介護支援専門員資格を活用した業務に従事していないため、受講料補助の対象者なりません。

Q9: 現在、区市町村職員（非常勤職員を含む）として、介護支援専門員の資格を活用した業務に従事しているが、受講料補助の対象者となりますか。

A9: 区市町村職員（非常勤職員を含む）の場合は、受講料補助の対象者となりません。

Q10: 区市町村が直接運営をしている、補助対象事業所は受講料補助の対象となりますか。

A10: 補助の対象となりません。
ただし、区市町村が委託をしている補助対象事業所の場合は補助の対象となります。

Q11: 交付申請を行ったが、補助対象者の中に法定研修を修了できなかった者がいた場合でも、受講料補助の対象者となりますか。

A11: 修了できなかった方については補助の対象者となりません。交付申請内容に法定研修を修了できなかった者への負担分が含まれている場合は、補助金変更交付申請又は実績報告時に当該対象者を除く必要があります。

Q12: 令和7年度以前に負担をした法定研修受講料は、受講料補助の対象となりますか。

A12: 受講料補助の対象となりません。
補助の対象となる年度は補助対象者が令和7年度受講分として研修実施団体に納入した法定研修受講料となります。

Q13: 交付申請の対象職員が複数の事業所で勤務をしている場合、補助金申請をする事業所はどこになりますか。

A13: 対象職員の主たる勤務先の事業所1か所から申請を行ってください。

Q14: 交付申請より前に支払った受講料も対象となりますか。

A14: 令和7年度に実施される研修の受講料であれば、交付申請時点ですでに研修実施団体へ支払済みであっても補助の対象となります。

研修実施団体が定める期日までに受講料を納入していただき、交付申請開始をお待ちください。

【2 勤務先事業者等が負担する金額について】

Q1：勤務先事業者が負担する金額に決まりはありますか？

A1：勤務先事業者が負担する金額に決まりはありません。
事業者の負担額に応じて都の補助金の支給額も変動します。

例えば勤務先事業者が受講者へ受講料の満額を支給した場合、
都からの補助金は上限額（受講料の3／4相当）となり、
受講料の半額を支給した場合は、
受講料の半額と上限額（受講料の3／4相当）を
比較して低い額、すなわち受講料の半額分となります。

Q2: 補助金申請時点で勤務先事業者が金額の負担をしていないと申請できないのですか？

A2: 申請時点ではまだ金額の負担をしていなくても申請可能です。
ただし、補助額確定に係る実績報告の際に、
勤務先事業者が負担した金額がわかる資料(領収書等)の提出が必要となりますので、遅くとも実績報告までには
金額の負担をしている必要があります。

【3 他の補助金等の取扱い】

Q1: 厚生労働省が行っている、教育訓練給付金制度の補助を受けている場合であっても、補助金の交付申請を行うことは可能ですか。

A1: 交付申請を行うことは可能です。
ただし、交付申請額は、法定研修受講料の金額から教育訓練給付金補助額を引いた額を基準額とし、その額から実際に事業所が負担した額を申請します。

Q2: 法定研修受講料について、受講料納入時に他道府県又は研修実施団体から受講料補助を受けている場合は、補助の対象となりますか。

A2: 補助の対象となります。
その場合、条例等で定められた法定研修受講料から既に受けた受講料補助の金額を差し引いた金額が、補助基準額になります。

Q3: 東京都が行う介護支援専門員法定研修受講料補助金と区市町村が実施する介護支援専門員研修の受講料補助の両方に交付申請をすることは可能ですか。

A3: 東京都と区市町村両方に申請をすることは可能です。ただし、研修実施団体に納入した法定研修受講料から、東京都が決定した補助予定額を差し引いた額に対して区市町村が補助する場合に限ります。